

## 論点整理表【宮城県民会館及び宮城県民間非営利活動プラザの集約・複合化事業】

部会審議内容(第1回部会:令和3年6月16日)	
委員からの質問・意見	県の回答・説明
<b>I 事業の概要</b>	
①設計業務の進め方において、どのようにデザインの価値を出していくかについて、どこまで考えているのか教えて頂きたい。また、他県の設計業務の発注方法なども考慮することも必要である。【小野田委員】	「資料3」Iのとおり。
<b>II 事業内容</b>	
①施設を集約して、適正化を図ることは理解出来る。従来利用されていた施設の稼働率、頻度を考慮して、新たな施設規模を検討されたのか。また、その施設規模が適正であるとの評価について、数字で分かるのであれば教えて頂きたい。そして、施設規模が適正であるかについて、どのように把握すればよろしいか。【板委員】	「資料3」IIのとおり。
<b>III 事業費</b>	
<b>IV 評価結果 1. 事業が社会経済情勢から見て必要であるかどうか。(規則第1号関連)</b>	
<b>IV 評価結果 2. 県が事業主体であることが適切であるかどうか。(規則第2号関連)</b>	
<b>IV 評価結果 3. 事業を行う時期が社会経済情勢から見て適当であるかどうか。(規則第3号関連)</b>	
<b>IV 評価結果 4. 事業の手法が適切であるかどうか。(規則第4号関連)</b>	
<b>IV 評価結果 5. 事業の実施場所が適切であるかどうか。(規則第5号関連)</b>	
①人口減少を踏まえたまちづくりにおいて、人が集まる重要な施設である公共施設を中心に市街地から中心市街地外に移転することは、全くお勧め出来ないため、その根拠を説明して頂きたい。【平野委員】	「資料3」III-1のとおり。
②実施場所が交通利便性の高い立地であり、他の施設との連携により新たな賑わいの創出が期待出来ると評価しているが、現施設の立地における賑わいの創出を捨てることによるメリット・デメリットを比較した透明性の高い評価をして頂きたい。【平野委員】	「資料3」III-2のとおり。
③移転する場所は、仙台市の特別用途地区になっているため、大規模集客施設を造ることを想定していないエリアであるが、それでもこの場所に移転することが必要である理由について、説明にして頂きたい。【小地沢委員】	「資料3」III-3のとおり。
④ホールの規模については、仙台市が検討している新ホールと被るところがあるので、どのように役割分担していくのか、オープンな場で議論して頂きたい。【小野田委員】	「資料3」III-4のとおり。
<b>IV 評価結果 6. 事業が社会経済情勢から見て効果的であるかどうか。(規則第6号関連)</b>	
<b>IV 評価結果 7. 事業の実施に伴う環境への影響が少ないかどうか。(規則第7号関連)</b>	
<b>IV 評価結果 8. 想定される事業リスク及び当該リスクへの対応策は十分か。</b>	
①活断層のリスクがある場所に、移転することが妥当であることについて、判断が出来ない。【小地沢委員】	「資料3」IVのとおり。
<b>IV 評価結果 9. 事業の経費が適切であるかどうか。(規則第8号関連)</b>	
①合築することにより、施設面積が小さくなるのであれば、なぜ公共施設等適正管理推進事業債を活用しないのか。その場合、県の支出が変わってくるので、活用出来る場合と活用出来ない場合で比較をきちんと行っていただきたい。【平野委員】	「資料3」V-1のとおり。
②公共施設の複合化の流れにおいて、公共施設等適正管理推進事業債を活用しないことに違和感を感じるの、それを活用しない理由は明確にする必要がある。【小地沢委員】	「資料3」V-1のとおり。
③旧施設の取扱いについて、費用も含めた今後の見通しを一体的に評価出来るように、情報を提示して頂きたい。【小地沢委員】	「資料3」V-2のとおり。
<b>&lt;部会での審議論点まとめ:内田部会長&gt;</b>	
・次回部会の2週間前までに、補足説明資料を提出して頂き、再度御意見を頂くこととする。	